

# あいち労働総合支援フロア

第29号

労働・就業に関するサービス拠点

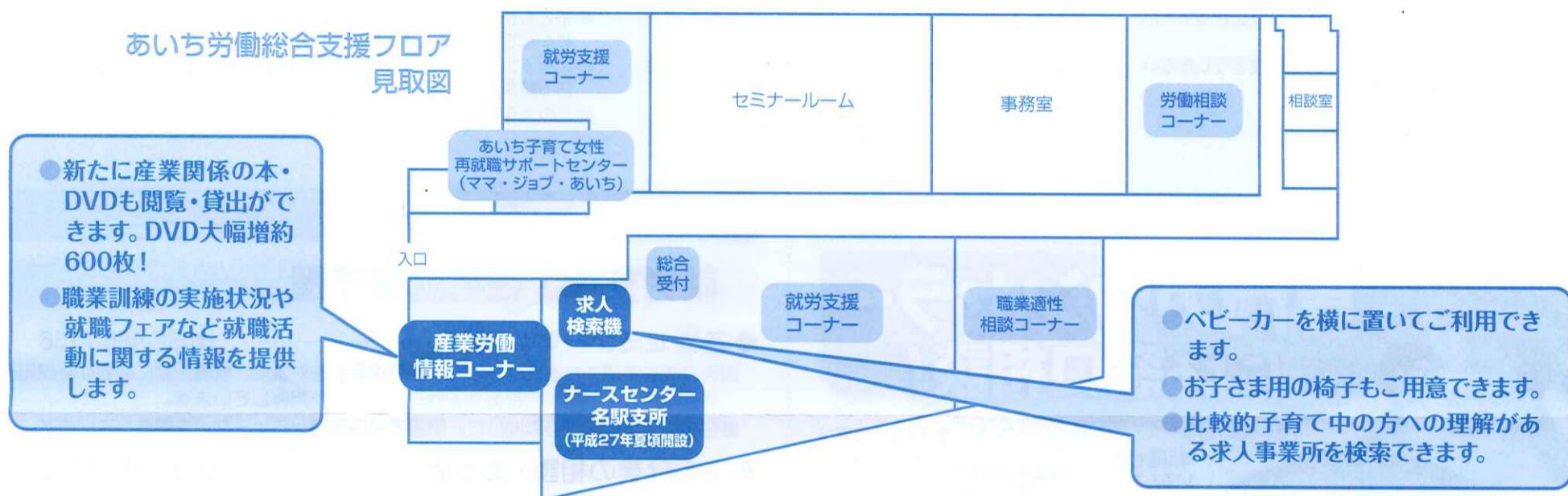
発行日／平成27年4月1日  
発行所／公益財団法人 愛知県労働協会  
〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 愛知県産業労働センター17階

2015 4・5月号

## あいち労働総合支援フロアが 4月1日から利用しやすくなりました！

労働関係情報コーナーを産業労働情報コーナーにリニューアル！

女性の方が使いやすい求人検索機2台を新たに設置！

あいち労働総合支援フロア  
見取図

## 産業労働情報コーナー

● ● ● ☎ 052-485-7153 ● ● ●

産業労働情報コーナーには、雇用、労働、経営管理、就活等の図書が約3,000冊、労働・産業関係専門誌等約190種、DVDが約600枚あり、貸出、閲覧ができます。（貸出は、3冊まで14日間）（専門誌は閲覧のみ。図書、DVDについては、一部閲覧のみになります。）

当コーナーでは、労働・産業専門誌（77誌）の記事や新聞（5紙）の労働関係記事のタイトルをデータベース化しており、ホームページから検索して情報を探すことができます。また、図書やDVDのタイトルについてもホームページから検索ができます。



## あいち労働総合支援フロアのご案内

あいち労働総合支援フロアは、産業労働情報コーナー、就労支援コーナー、職業適性相談コーナー及び労働相談コーナーを設けて、労働・就業に関する幅広い最新情報の提供や様々な相談にお応えしています。

## 利用時間

月～金曜日 午前9時30分から午後6時まで  
土曜日 午前10時から午後5時まで（日曜日・祝日・年末年始を除く）

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38  
愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階  
URL <http://rodoshien-aichi.jp>

あいち子育て女性再就職サポートセンター  
(ママ・ジョブ・あいち) TEL・FAX 052-485-6996

子育て等により離職した女性の方に様々なサポートを実施しています。

- 再就職に関する相談・キャリアカウンセリング
- 女性同士で話し合い、再就職の不安を解消するワークショップ
- 実際の仕事を職場で体験する職場実習
- 女性の採用を考えている企業との再就職相談会

メール [aichi-mamasapo@ray.ocn.ne.jp](mailto:aichi-mamasapo@ray.ocn.ne.jp)

URL <http://www.pref.aichi.jp/rodogfukushi/womens-support>

※ご利用の方には、無料でお子さまの託児も行いますので事前にご連絡ください。（予約制）



## 産業労働情報コーナー

☎ 052-485-7153

- ◇産業、労働に関する情報提供を行います。
- 職業訓練、就職活動に役立つセミナーの開催情報、労働関係統計・調査結果、起業等に関するセミナーの開催情報、行政施策情報などを
- ◇図書、雑誌、DVDの貸出、閲覧を行います。図書約3,000冊、DVD約600枚（DVD大幅増）
- 人事労務管理、労働社会保険諸法令、就業規則、人事評価制度、メンタルヘルス、就業活動（面接・ビジネスマナー）、人材育成、企業経営・管理など

## 就労支援コーナー

☎ 052-533-0890

- 職業紹介・相談
- ・求人検索パソコン（10台）を設置し、仕事を探している方などに対して職業紹介や職業相談を行います。
- 就労支援セミナー ☎ 052-485-7156
- ・再就職を希望する女性、中高年齢者及び障害者等の就労を支援するセミナーを行います。
- 在宅就業相談・あつ旋 ☎ 052-562-5016
- ・在宅就業を希望する人に対して、相談やあつ旋を行います。

## 職業適性相談コーナー

☎ 052-485-7155

- <企業> 職業適性検査を活用した雇用管理相談
- <学校> 職業適性検査を活用したキャリア教育の支援
- <個人> 適切な職業選択や就職・転職のためのキャリアカウンセリング

## 労働相談コーナー

☎ 052-589-1405

- ◇専門労働相談員常駐
- ◇弁護士・大学教授による特別相談も実施（事前予約制）
- ◇相談内容
- 解雇、賃金、長時間労働、就業規則、労務管理、職場の人間関係
- ◇無料、秘密厳守



## あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）

私も  
働けるの？

私に合う  
仕事は  
あるの？

私も社会で  
何か役立てる  
かしら？

今、会社って  
どうなって  
るの？



「働きたいけど、  
まだ準備が整っていないママに…  
寄り添いながら  
きめ細かな支援を行っています。」

再び輝く  
女性として

「さあー！ 子育てしながら、  
再就職にチャレンジ!!」

### 相談・カウンセリング

- 自分の中で曖昧な思いが明確になり、背中を押していただけた。
- 親身になって聞いて下さり、今後につながるアドバイスをして下さった。
- 一つずつ不安を聞いてもらって、今後どうしたらいいか言ってもらえて参考になった。
- 今後の動き方のヒントを頂けた。

### ワークショップ (ママの井戸端会議)

- 発想の転換ができ、視野がひろがりました。
- いろいろな経験談が聞けて、参考になりました。
- 悩んでばかりでしたが、一歩踏み出す勇気ができました。
- これから的人生において、大切なことに気付きました。

☎052-485-6996

### 職場実習

- 実際に働いてみて、自分が好きな仕事が何か、何をやりたいのか気づけた。
- このような機会をもっと沢山開催していただき、もっと参加したい。
- 子どもがいて、好きな仕事を選ぶとは今まで思ってもなかったが、諦めなくてもいいんだと、勇気をいただいた。
- スタッフの方一人一人が活躍している会社だと思った。とても意味のある時間を過ごせた。
- このような機会をもっと沢山開催していただき、もっと参加したい。

### 職業適性相談コーナー

お仕事探しをする  
あなたを応援します

## 専門カウンセラーによる窓口相談！

無料

### 多様な個別相談

専門カウンセラーによる相談  
○窓口相談 ○個別相談

パソコンによる適性診断

職業適性検査(有料)

月～土

(日祝日・年末年始 除く)

予約制の相談メニューについては  
お電話などで、お問い合わせください

「職業適性相談コーナー」では、自己分析を深め、自分自身を整理して、自らの力で就活を進めていくようお手伝いをします。

相談者の声  
○職場ではしづらい転職相談について、自己分析や職業適性検査を行いながら相談できた。  
○個別相談において自分が気づいていない良いところや足りないところを気づかせてもらった。  
○普段は行わない、自分を客観的に分析する機会に会えた。

☎052-485-7155



### 就労支援コーナー

#### 就労支援・在宅就業支援

- ◆各種セミナー等の開催 ..... ☎052-485-7156  
 ■再就職を希望される女性、中高年齢の求職者を対象に、就職活動に必要な基礎知識や企業が求める能力を習得するセミナーなどを開催しています。  
 ■企業の人事労務担当者向けに、障害者雇用管理セミナーなどを開催しています。
- ◆在宅就業の相談・あつ旋 ..... ☎052-562-5016  
 ■家庭の外で働くことが困難な方に、在宅就業（内職、在宅ワークなど）に関するご相談とあつ旋を行っています。

- 内職者の声  
○希望する内職が見つかり、不明な点や内職品の見本を見せてもらい、親身になって相談して頂き、とても安心して仕事を見つけることができました。  
(40代女性)  
 ○育児や家事等で外に勤めることが出来ず、自宅に居ながら空いた時間を使って、少しでも家計の足しに出来るよう内職相談窓口に伺いました。希望する仕事が見つかり、子供の寝顔を見ながら頑張っています。 (30代女性)

### 労働情報ダイジェスト

## パートタイム労働法が変わります

平成27年4月1日施行

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようになります。パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

主な改正のポイントは次のとおりです。

- パートタイム労働者の公正な待遇の確保  
 ○正社員と差別の取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大  
 ○パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない
- パートタイム労働者の納得性を高めるための措置  
 パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない
- パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設  
 雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わなければならぬ場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる

#### パートタイム労働者とは

- パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです。
- 「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっていても、上記の条件に当てはまれば、「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。
- フルタイムで働く人は、「パート」などの名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とはなりませんが、事業主はこれらの人についてもパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要があります。

### 労働相談コーナー

職場での悩みごと困りごと、なんでもご相談ください。

**Q【採用内定】採用内定を、後日取消すことは可能か。**

**A** 内定取消しは労働契約の解除となるので、解雇に準じたものと考えられます。したがって、内定取消しが適法と認められるのは、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」に限られ（労働契約法第16条）、このような理由がなければ内定を取消すことはできません。使用者の恣意的な内定取消しについては、債務不履行や不法行為に基づく損害賠償が認められます。

具体的に内定取消しが認められる理由としては、「卒業ができなかった」、「病気やケガで働けなくなった」、「犯罪を行った」など内定時の評価に質的変更を生じた場合があります。「他にもっとよい人が見つかった」、「入社前研修時に協調性の欠如が判明した」などというのは合理的な理由とはいえません。

☎052-589-1405